

総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の十二第三項の規定に基づき、平成三十年総務省告示第三十四号（第四世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

第一章 総則

一 本開設指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

〔一〕略

14 5G基地局 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号。以下「設備規則」という。）第四十九条の六の十二又は第四十九条の六の十三に規定する技術基準に係る無線設備（同規則第四十九条の六の十三に規定する技術基準に係る無線設備から発射される電波の中継を行う同規則第四十九条の六に規定する技術基準に係るものを含む。）を使用する基地局及び陸上移動中継局のうち、第三項第一号（一）又は（二）に規定する周波数若しくは指定周波数を使用するもの。

〔二・三 略〕

第二章 一・七GHz帯全国バンドに係る事項

一 一・七GHz帯全国バンドを使用する特定基地局（以下「一・七GHz帯全国バンド特定基地局」という。）の配置及び開設時期に関する事項

1 一・七GHz帯全国バンドの指定を受けた認定開設者（以下「一・七GHz帯全国バンド認定開設者」という。）は、認定日から起算して八年を経過した日の属する年度の末日までに、一・七GHz帯全国バンド特定基地局による一の総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域ごとの人口カバー率が全て百分の八十以上になるように一・七GHz帯全国バンド特定基地局を開設しなければならない。

2 一・七GHz帯全国バンド認定開設者が開設計画（電波法（昭和二十五年法律第百三十一号。以下「法」という。）第二十七条の十四第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。）に従って開設する一・七GHz帯全国バンドを使用する5G基地局については、一・七GHz帯全国バンド特定基地局とみなす。

〔二・三 略〕

第三章 三・四GHz帯全国バンドに係る事項

一 三・四GHz帯全国バンドを使用する特定基地局（以下「三・四GHz帯全国バンド特定基地局」という。）の配置及び開設時期に関する事項

1 三・四GHz帯全国バンドの指定を受けた認定開設者（以下「三・四GHz帯全国バンド認定開設者」という。）は、認定日から起算して五年を経過した日の属する年度の末日までに、三・四GHz帯全国バンド特定基地局による一の総合通信局の管轄区域ごとの人口カバー率が全て百分の五十以上になるように三・四GHz帯全国バンド特定基地局を開設しなければならない。

2 三・四GHz帯全国バンド認定開設者が開設計画（法第二十七条の十四第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。）に従って開設する三・四GHz帯全国バンドを使用する5G基地局については、三・四GHz帯全国バンド特定基地局とみなす。

第一章 総則

一 〔同上〕

〔一〕略 同上

〔新設〕

〔二・三 同上〕

第二章 〔同上〕

一 〔同上〕

一 一・七GHz帯全国バンドの指定を受けた認定開設者（以下「一・七GHz帯全国バンド認定開設者」という。）は、認定日から起算して八年を経過した日の属する年度の末日までに、一・七GHz帯全国バンド特定基地局による一の総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域ごとの人口カバー率が全て百分の八十以上になるように一・七GHz帯全国バンド特定基地局を開設しなければならない。

〔新設〕

〔二・三 同上〕

第三章 〔同上〕

一 〔同上〕

一 三・四GHz帯全国バンドの指定を受けた認定開設者（以下「三・四GHz帯全国バンド認定開設者」という。）は、認定日から起算して五年を経過した日の属する年度の末日までに、三・四GHz帯全国バンド特定基地局による一の総合通信局の管轄区域ごとの人口カバー率が全て百分の五十以上になるように三・四GHz帯全国バンド特定基地局を開設しなければならない。

〔新設〕

〔二・三 略〕

〔第四章 略〕

第五章 特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項

〔一〇十六 略〕

〔一七〕 認定開設者が本開設指針に係る開設計画の認定に際して指定を受けた周波数又は指定済周波数を使用して5G基地局を開設しようとする場合は、開設計画を変更しなければならぬ。

〔附 則 略〕

別表第一 開設計画に記載すべき事項

一 特定基地局の整備計画に関する事項

1 一・七GHz帯全国バンド 特定基地局の開設計画にあつては次の(一)、三・四GHz帯全国バンド 特定基地局の開設計画にあつては次の(二)及び(四)並びに一・七GHz帯東名阪以外バンド 特定基地局の開設計画にあつては次の(三)に掲げる無線局の開設数に関する年度(認定日の属する年度から認定日から起算して十年を経過した日の属する年度までの各年度に限る。以下この表において同じ。ただし、5G基地局に関する計画に係る場合はこの限りではない。)の末日ごと及び都道府県ごとの計画(ただし、第二章第一項第2号又は第三章第一項第2号の規定により特定基地局とみなされる5G基地局を開設しようとする場合は、5G基地局の開設数に関する年度(法第二十七条の十四第一項の規定による変更の認定の日の属する年度から令和十年度までの各年度に限る。以下この表において同じ。ただし、5G基地局に関する計画に係る場合に限る。)の末日ごと、都道府県ごと及び屋内等に設置する無線局かの別ごとの計画を含む。)

〔一〇四 略〕

〔二・三 略〕

4 一・七GHz帯全国バンド 特定基地局の開設計画にあつては一・七GHz帯全国バンド 特定基地局、三・四GHz帯全国バンド 特定基地局の開設計画にあつては三・四GHz帯全国バンド 特定基地局及び一・七GHz帯東名阪以外バンド 特定基地局の開設計画にあつては一・七GHz帯東名阪以外バンド 特定基地局による一の総合通信局の管轄区域ごとの人口カバー率に関する年度の末日ごと並びにメッシュごとの計画(ただし、第二章第一項第2号又は第三章第一項第3号の規定により特定基地局とみなされる5G基地局を開設しようとする場合は、5G基地局による一の総合通信局の管轄区域ごとの人口カバー率に関する年度の末日ごと及びメッシュごとの計画を含む。)

〔五 略〕

二 開設計画に従つて円滑に特定基地局を整備するための能力に関する事項

〔一 略〕

2 特定基地局の無線設備の調達に関する計画及びその根拠(ただし、第二章第一項第2号又は第三章第一項第2号の規定により特定基地局とみなされる5G基地局を開設しようとする場合は、当該基地局の無線設備の調達に関する計画(「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」(昭和六十二年郵政省告示第七十三号)並びに「政府機関等の情報セキュリティ対策

〔二・三 同上〕

〔第四章 略〕

第五章 「同上」

〔一〇十六 同上〕

〔新設〕

〔附 則 同上〕

別表第一 「同上」

一 「同上」

1 一・七GHz帯全国バンド 特定基地局の開設計画にあつては次の(一)、三・四GHz帯全国バンド 特定基地局の開設計画にあつては次の(二)及び(四)並びに一・七GHz帯東名阪以外バンド 特定基地局の開設計画にあつては次の(三)に掲げる無線局の開設数に関する年度(認定日の属する年度から認定日から起算して十年を経過した日の属する年度までの各年度に限る。以下この表において同じ。)の末日ごと及び都道府県ごとの計画

〔一〇四 同上〕

〔二・三 同上〕

4 一・七GHz帯全国バンド 特定基地局の開設計画にあつては一・七GHz帯全国バンド 特定基地局、三・四GHz帯全国バンド 特定基地局の開設計画にあつては三・四GHz帯全国バンド 特定基地局及び一・七GHz帯東名阪以外バンド 特定基地局の開設計画にあつては一・七GHz帯東名阪以外バンド 特定基地局による一の総合通信局の管轄区域ごとの人口カバー率に関する年度の末日ごと並びにメッシュごとの計画

〔五 同上〕

二 「同上」

〔一 同上〕

2 特定基地局の無線設備の調達に関する計画及びその根拠

のための統一基準群（平成三十年度版）」及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成三十年十二月十日関係省庁申合せ）に留意すること。及びその根拠を含む。）

〔3 略〕

三 電気通信設備の設置及び運用を円滑に行うための技術的能力に関する事項

〔1 略〕

2 特定基地局の運用に必要な電気通信設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）の調達及び工事に関する計画並びにその根拠（ただし、第二章第一項第二号又は第三章第一項第二号の規定により特定基地局とみなされる5G基地局を開設しようとする場合は、当該基地局の運用に必要な電気通信設備の調達に関する計画（「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（昭和六十二年郵政省告示第七十三号）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成三十年度版）」及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成三十年十二月十日関係省庁申合せ）に留意すること。）及びその根拠を含む。）

〔3～5 略〕

〔四～七 略〕

八 電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与に関する事項

1 既存事業者等以外の者又は他の既存事業者等に対する卸電気通信役務（電気通信事業法第二十九条第一項第十号に規定する卸電気通信役務をいう。以下同じ。）の提供、電気通信設備の接続その他の方法による特定基地局の利用を促進するための計画及びその根拠（ただし、第二章第一項第二号又は第三章第一項第二号の規定により特定基地局とみなされる5G基地局を開設しようとする場合は、GPRS・ストン・ネリング・プロトコルが用いられる通信方式を用いて電氣的に接続することにより他の電気通信役務を提供する者に対する卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続による5G基地局の利用を促進するための計画及びその根拠を含む。）

〔2 略〕

九 電波の能率的な利用の確保に関する事項

〔1・2 略〕

3 既存事業者にあつては、別表第三の一・九に規定する人口カバー率に関する年度の末日ごと及びメッシュごとの計画（当該計画に係る無線局の年度の末日ごと及び都道府県ごとの開設数に関する計画を含む。）（ただし、指定周波数を使用して5G基地局を開設しようとする場合は、5G基地局（屋内等に設置するものを除く。）の人口カバー率に関する無線局の周波数帯ごと、当該基地局（屋内等に設置するものを除く。）の無線設備の信号の伝送速度が別表第三の一・九（二）に規定する基地局の信号の伝送速度と同等以上であり、かつ当該基地局（屋内等に設置するものを除く。）の無線設備と接続する電気通信回路設備の信号の伝送速度が当該基地局の無線設備の信号の伝送速度と同等以上であるかの別ごと、年度の末日ごと及びメッシュごとの計画（当該計画に係る無線局の周波数帯ごと、当該基地局（屋内等に設

〔3 同上〕

〔同上〕

〔1 同上〕

2 特定基地局の運用に必要な電気通信設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）の調達及び工事に関する計画並びにその根拠

〔3～5 同上〕

〔四～七 同上〕

〔同上〕

1 既存事業者等以外の者又は他の既存事業者等に対する卸電気通信役務（電気通信事業法第二十九条第一項第十号に規定する卸電気通信役務をいう。以下同じ。）の提供、電気通信設備の接続その他の方法による特定基地局の利用を促進するための計画及びその根拠

〔2 同上〕

〔同上〕

〔1・2 同上〕

3 既存事業者にあつては、別表第三の一・九に規定する人口カバー率に関する年度の末日ごと及びメッシュごとの計画（当該計画に係る無線局の年度の末日ごと及び都道府県ごとの開設数に関する計画を含む。）

置するものを除く。)の無線設備の信号の伝送速度が別表第三の一(九)に規定する基地局の信号の伝送速度と同等以上であり、かつ当該基地局(屋内等に設置するものを除く。)の無線設備と接続する電気通信回路設備の信号の伝送速度が当該基地局の無線設備の信号の伝送速度と同等以上であるかの別ごと、年度の末日ごと及び都道府県ごとの開設数に関する計画を含む。)並びに5G基地局の無線設備及び当該基地局の運用に必要な電気通信設備の調達に関する計画(「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」(昭和六十二年郵政省告示第七十三号)、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群(平成三十年度版)」及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」(平成三十年十二月十日関係省庁申合せ)に留意すること。)及びその根拠を含む。なお、認定開設者が開設計画(法第二十七条の第十四第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。)に従って開設する指定済周波数を使用する5G基地局(屋内等に設置するものを除く。)については、指定済周波数を使用する基地局(設備規則第四十九条の六の九第一項及び第二項又は同規則第四十九条の六の十に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局(屋内等に設置するものを除く。)に限る。)とみなす。)

〔4 略〕

5 別表第三の二に規定する面積カバ―率に関する年度の末日ごと及びメッシュごとの計画(当該計画に係る無線局の年度の末日ごと及び都道府県ごとの開設数に関する計画を含む。)(ただし、第二章第一項第2号若しくは第三章第一項第2号の規定により特定基地局とみなされる5G基地局を開設しようとする場合又は指定済周波数を使用して5G基地局を開設しようとする場合は、5G基地局(屋内等に設置するものを除く。)に係る面積カバ―率に関する年度の末日ごと及びメッシュごとの計画を含む。)

〔6～8 略〕

〔十～十一 略〕

〔注一～七 略〕

〔別表第二～三 略〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

〔4 同上〕

5 別表第三の二に規定する面積カバ―率に関する年度の末日ごと及びメッシュごとの計画(当該計画に係る無線局の年度の末日ごと及び都道府県ごとの開設数に関する計画を含む。)

〔6～8 同上〕

〔十～十一 同上〕

〔注一～七 同上〕

〔別表第二～三 同上〕